

## 「取締役会議事録の電子化への道のり」

### ➤第4回 取締役会議事録と電子署名②

平成27年6月24日  
牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士 牧野二郎

#### 電子署名（電子証明書）の種類

「電子署名」には幾つかの種類のものがある。我が国の電子署名法で定める電子署名としては、2種類（認定業務に係るもの、特定業務に係るもの）、個別法で2種類（商業登記法上のもの、公的個人に係るもの）のおおむね4種類の異なる署名が認められている。

従来から、書面への署名の代わりとして「記名押印」の際に用いられる印鑑（判子）には、特段の規制はなされていない。あえて言えば、押印の際に印影が歪んだり、印面自体の歪みなどにより不正確な印影を残すことが多いゴム印、スポンジ様の簡易な印鑑は、正式な手続きではほとんど認められていないが、印面が固定しており、歪みがなく、常に同一の印影を残すことのできる印鑑であれば、三文判、銀行印、実印であっても、基本的取扱いの差はない。会社法施行規則は第139条第4項の解散の際に利用される代表者の印鑑について制限するほかは、特段の規制を置かず、取締役会議事録への取締役、監査役の押印の制限も置いていない。

電磁的記録を作成する場合の電子署名についても、同様に、電子署名の要件を充たせば足り、会社法上は、特段の規制はない。従って、様々な電子署名が利用可能となる。

具体的には、以下の電子証明書が挙げられる。

電子署名（署名行為）は、電子証明書をパソコンにインストールしてから、それを使用して行う。

この電子証明書とは、公開鍵（鍵所有者を証明する証明書が示されるもの）と秘密鍵（私有鍵とも言われる）のペアになった鍵からなるものであって、秘密鍵を使って暗号化したものが公開鍵で復号化され、しかもその際にその公開鍵には証明書が付いていて誰の鍵であるかが証明されていることから、受信者において、送信者の本人確認が可能となるものである。

電子署名の種類と表現したものの、正確には、使用される鍵の生成主体が、政府（法務局①か、地方自治体②か）なのか、政府認証を受けた認証局によるもの（③）か、技術基準を充たした認証業務（特定認証事業）を行う認証事業者によるもの（④）か、によって区分がなされる。法人の場合には①が、個人の場合にはそれ以外が利用可能である。

この電子証明書の違いにより、電子署名を求められる場面において、使用できる電子証明書の種類が限定されていることが多い。政府関係の申請においては、「政府認証基盤（GPKI）と相互認証された認証機関から発行された電子証明書」であることが求められることが多く、上記の①、②及び③の一部となっている。

証明書の種類と、利用できるサービスの関係を概観したものを資料「電子証明書の一覧概要」にしたので、参照されたい。

① 商業登記にかかる電子証明書

商業登記に基づく電子認証制度（商業登記法第 12 条の 2（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）他により構成される制度）により設置された政府認証局（法務局、地方法務局、出張所などの登記所）において、登記官により発行される電子証明書である。

最大の特徴は、法人登記に連動するものであり、法人の存在及び電子証明書所有者である代表者であること（権限証明）、及び本人であること（本人性）の証明がなされる（法務省 Q&A

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GUIDE/guide03.html> ) という点であり、取締役会決議事項を登記申請する場合には、代表者に関して、代表者の署名及び印鑑証明書（紙）か、ここに定める電子証明書（電子署名）が必要となる。

② 地方公共団体が発行する電子証明書

公的個人認証制度に基づき地方公共団体から発行される電子証明書は、従来の住民登録情報に基づいて発行されるもので、これまでは住基カードに格納されていたが、マイナンバー法が施行された場合にはマイナンバーカードに格納される予定である。この制度は、公的個人認証法（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年 12 月 13 日法律第 153 号））によるものであり、各地方公共団体が発行するものであり、行政手続を中心に利用できるものとなっている。

③ 認定認証事業者が発行する電子証明書

特定認証業務を行う事業者が、政府の認定を受けること（電子署名法第 4 条以下）により、政府の認定した認定認証事業を行うことができる

（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html>）。この認定を受けた事業者が運営するのが、認定認証事業であり、認定認証局である。現在 12 事業者が認定を受けている。

政府（総務省、法務省、経済産業省）認定には、政府の定める技術基準（暗号強度）を充たすことのほか、施設・設備が安全であること、本人確認の方法が政府の指定する方法により厳格に行われていることなどの厳しい基準をクリアしていることが求められる。

また、毎年審査が行われ、常に安定した運営が求められる。

この認定認証業務を行う事業者が発行する証明書の多くは、政府の様々なサービスや申請などに利用可能とされている（資料「電子証明書の一覧概要」参照）。

④ 特定認証事業者が発行する電子証明書

民間の事業者が、自ら認証局を立ち上げて、認証業務を行うことについては特段の規制はない。むしろ、民間活力を重視する観点からは奨励される方向でもある。

企業内部での重要書類の作成、署名や、グループ関係企業内での取引に用いられる契約書への署名行為、銀行と顧客との間の取引をオンラインで実施し、その際の融資申込みや金銭消費貸借契約の締結に用いるためなどにも利用される。

全く未知の人同士の契約ではなく、どちらかと言えば閉じられた関係の中で利用されることが多いため、利用される範囲は、他の契約関係や資本関係、その他の相互認証の基盤の存在等があり、ある程度確立した信頼関係の中で利用されることが多く、そのような場合には、政府の厳格な認定に従うまでもなく、自律的に民間企業が管理監督することで、十分な暗号強度もあり、安全性は確保できるからである。

この電子証明書も、暗号強度としては、認定認証業務で利用されるものと基本的には同レベルの強度を備えているのが一般的である。

政府の指定する技術基準を充足する強度を持つ場合に「特定認証業務」とされ（電子署名法第2条3項）、当該認証局によって発行される電子証明書は一般の電子契約、電子取引等に利用することが可能とされる。

以上の4種類の電子証明書は、いずれも電子署名（電子署名法第2条第1項所定の電子署名）とされ、会社法施行規則第225条第2項に相当し、会社法上の署名として利用可能と考えられる。

ただ、技術基準を充たすか（特定認証業務）、さらに政府の認証を受けるか（認定認証事業）によって、その利用範囲が異なる。政府の認定を受けた認定認証業務によって発行される電子証明書は、登録手続きが厳格であること、その後の運用管理が厳格に管理されていること等から、強い信頼性があるとされている。その結果、商業登記等の手続き申請においても、正式に認められる証明書となっている（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>）。

## 電子署名の有効性

書面で作成される取締役会議事録への記名押印に利用される印鑑（判子）は、いわゆる実印による必要もなく、従って特段、印鑑証明書の添付も求められていない。取締役らが自ら使用する通常の印鑑（三文判）で足りるものとなる。また、書面上の署名は自ら行うことで足り、特別な手続き（サイン証明など）が求められるものではない。

これとの均衡関係からも、電子署名は、手書き署名と同様に電子署名の要件を満たすもの（電子署名法第2条第1項、会社法施行規則第225条第2項）であれば足りるところ、さらに、民事訴訟法上の推定効を確保するには「自分しか出来ないもの」とされるレベルであれば足りるのであって、一定の、政府指定の暗号強度（公開鍵暗号方式、および鍵の強度 鍵長：1024ビット 電子署名法施行規則第2条第1項第1号、第2号）を必要とすることから、政府の定める技術基準に達したもの\*であれば「本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務」（電子署名法第2条第3項）とされ、会社法上の署名と認められ、かつ、民事訴訟法上の推定効を得ることとなる。

\* 訴訟等で主張する場合は、この技術基準に適合していることの証明、そして法の定める認証業務により行われたことを主張・立証する必要がある。この点、政府の認定を受けたものは、技術基準に適合し、かつ、十分な管理のもとでの認証業務であることの証明がなされており、その点の立証は不要となろう。

## 電子署名の推定効

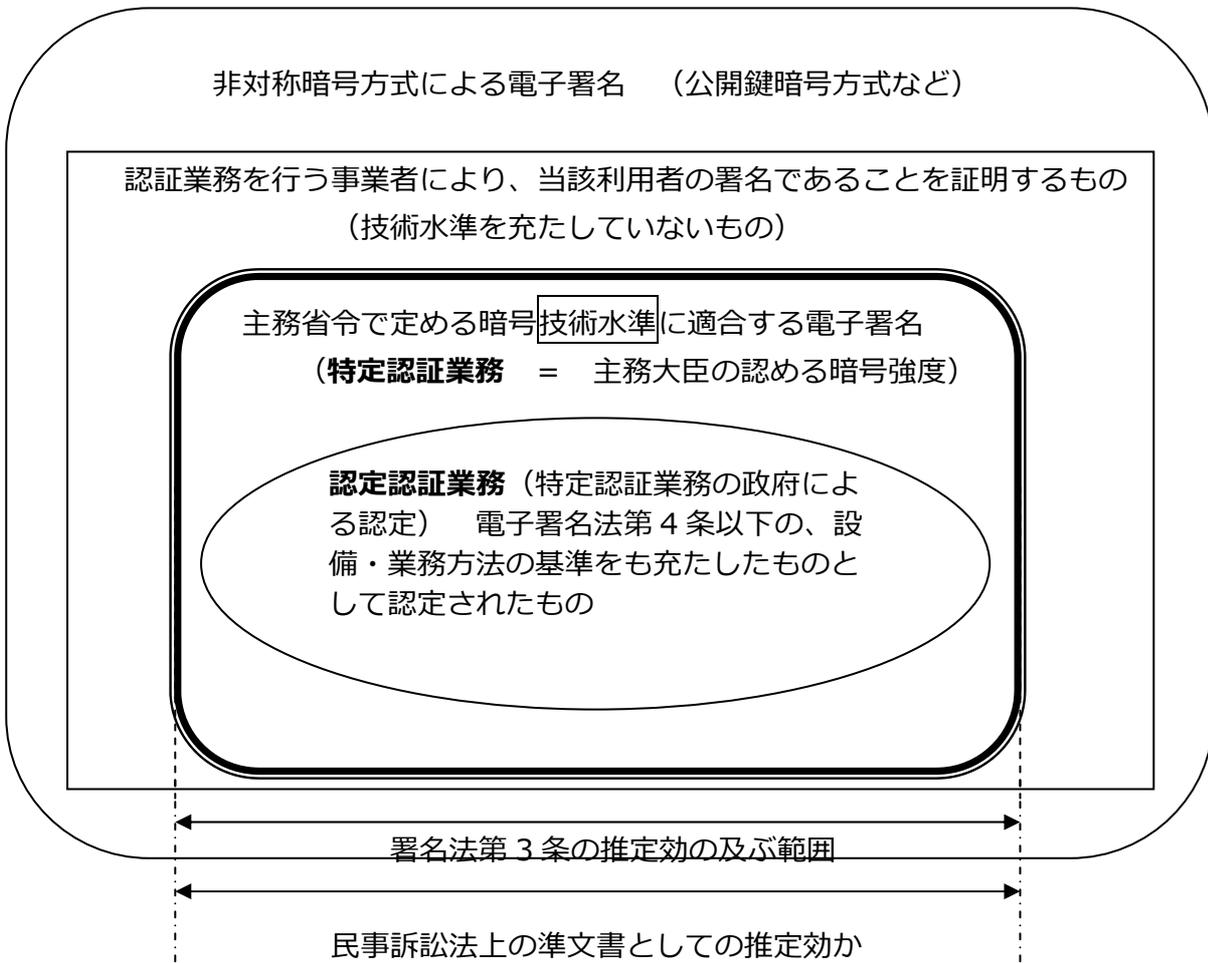
電子署名には、文書の真正性に関して推定規定が置かれ（電子署名法第3条）、民事訴訟法の推定規定とほぼ同趣旨といわれている。

電子署名法では、

### 「第二章 電磁的記録の真正な成立の推定

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」

とされ、「本人だけが行うことができることとなるものに限る。」とし、技術基準に適合し、認証業務により行われたのであれば、その要件を充たすといえる。これにより書面に署名した場合と同等の取り扱いを受けることとなる。



以上の関係を図示すると、上記のようになると思われる。

## 取締役会議事録により登記申請を行う場合

一般に書面で作成される取締役会議事録への記名押印の際の印鑑は、前述の通り特段の制限はないが、代表取締役選任決議に基づく登記申請を行う場合には、商業登記法上の規制を受けることになる。

### ①文書による申請の場合

#### 代表取締役選任決議の印鑑証明書の添付義務の場合

「代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。」

とし（商業登記規則第 61 条第 4 項本文）とし、さらに同条第 3 号では「三 取締役会の決議によつて代表取締役又は代表執行役を選定した場合 出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑」と指定し、議事録に押印した印鑑について、印鑑証明書を添付することを求めている。

### ②商業・法人登記のオンラインによる登記申請の場合

商業・法人登記は、書面による申請のほか、オンライン申請を行うことが規定されている。まず、一般行政手続に関して、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年 12 月 13 日法律第 151 号）により、

「（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。」

として、行政手続の規定を置き、さらに商業登記規則により登記申請に関し、以下の規定を置いた。

また、

「（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条 次に掲げる申請又は請求は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申請又は当該請求は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一 登記の申請（これと同時にする受領証の交付の請求を含む。以下略）

とした上で、登記申請の方法について、同法第 102 条により法務大臣の定めるところに従い、所定の書面（印鑑証明書）に代えて、電子証明書を送付する場合には、商業登記規則第 33 条の 4 に規定する技術基準（商業登記法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号の法務省令で定める措

置は、電磁的記録に記録することができる情報に、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X五七三ー八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。）の措置を講じた上で、それを証明するために認定認証事業者が作成した電子証明書（（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの）を添付する必要がある（商業登記規則第102条第3項第3号）。

登記手続に関してはさらに商業登記事務取扱手続準則第75条により「平成16年3月31日付け法務省民商第952号当職通達によるものとする」との規定を受け、同通達の第4 3項には、「オンライン登記申請の方法 申請人等は、法務省システムから所定の登記申請様式を取得し、これを利用して申請書情報及び所要の添付書面情報を送信することとなるが、申請人等は、これらの情報を送信するときは、別紙2の区分に応じ、電子署名に係る電子証明書を取得して送信しなければならないこととされた（規則第116条の3）。」とされている。

そのうえで、その「第5 申請書の添付書面の特則」として

「1 会社の代表者の印鑑証明書及び資格を証する書面 オンライン登記申請において、規則第116条の3第3項又は第5項第1号の規定により申請書情報又は委任状情報と共に電子認証登記所の発行に係る電子証明書が送信された場合には、当該申請については、登記所が作成した会社の代表者の印鑑証明書及び会社の代表者の資格を証する書面を添付することを要しないこととされた（規則第116条の4第1項）。」

とされ、代表者の電子証明書は電子認証登記所（法務局管轄の認証局）の発行した電子証明書の添付を基本としたのである。

以上の結果、登記申請に使用する代表取締役の電子署名は、電子認証登記所（商業登記に基づく電子認証制度により設置された政府認証局）から登記官により発行された所定の電子証明書による署名、電子証明書の添付が必要とされ、さらに取締役会議事録に要する取締役の電子署名は、法務局の指定した認定認証事業者が作成した電子証明書（商業登記規則第102条第3項第3号）であることを求めたのである。

（商業登記のオンライン利用の案内 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html> 参照）